

資料1－3

概要版

第三次長野市教育振興基本計画

(案)

令和4年度～令和8年度

令和4年4月

長野市
長野市教育委員会

1 計画策定の趣旨

長野市では、教育基本法第17条第1項の規定に基づく国の教育振興基本計画を踏まえながら、本市の教育の基本的な方針や講すべき施策について、平成24年度から28年度を計画期間とする「長野市教育振興基本計画」、平成29年度から令和3年度を計画期間とする「第二次長野市教育振興基本計画」を策定してきました。

また、平成26年6月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、地方公共団体の長と教育委員会で構成する総合教育会議を設置すること、地方公共団体の長が地域の実情に応じて「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定することが定められました。本市の「大綱」は、長野市総合教育会議においてその意見等を踏まえ、長野市教育振興基本計画をもって代え、第二次計画も同様に「大綱」として策定しました。

本計画についても、長野市総合教育会議での意見等を踏まえ第二次計画に引き続き長野市長が定める「大綱」として策定するものです。

2 計画の期間

この計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

3 計画の位置付け

この計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、長野市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付け、第二次計画に引き続き、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づく「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」とします。

また、この計画は、第五次長野市総合計画と整合した教育分野の計画としても位置付け、関連する個別分野計画等との整合を図ります。

« 第三次長野市教育振興基本計画と関連する主な計画等 »

第五次長野市総合計画

教育分野の計画

第三次長野市教育振興基本計画

第三次長野市生涯学習推進計画

第三期しなのきプラン

第三次長野市子ども読書活動推進計画

長野市乳幼児期の教育・保育の指針

第二次長野市文化芸術振興計画

第二期長野市子ども・子育て支援事業計画

第三次長野市スポーツ推進計画

長野市教育の基本理念

明日を拓く深く豊かな人間性の実現

長野市は 市民の皆様とともに
広い視野から 思いやりの心を育み
自律心や豊かな情操 創造力を養い
自然と文化あふれる郷土に 誇りを抱き
明日を拓くための 深く豊かな人間性の実現をめざします

(昭和 62 年 5 月制定 平成 23 年 12 月改定)

教育振興基本計画の施策体系

教育を取り巻く社会的背景が大きく変化し、行政や学校だけでは対応できない様々な複雑化・多様化した教育課題が増えていることから、本計画では、「協働」をキーワードとした取組を積極的に推進し、「明日を拓く深く豊かな人間性の実現」を目指します。

施策体系の概要は、次のとおりです。

基本的方向1 生きる力を育成する学校づくりの推進

学校は、ひとづくりの場です。予測困難な時代の中、これまで取り組んできた「基礎学力の定着」や「子どもたちの実態や地域の特色を生かした学習」を更に充実させることで「自学自習の資質能力」の伸張を図ります。また、創造性や豊かな感性、たくましく生きるために健康・体力を育む、主体的に対話的な深い学びを通して、全ての子どもたちの知・徳・体を一体的にバランス良く育み、生きる力の育成を目指します。

特に、子どもたち一人一人がかけがえのない尊厳を持った個人として自立し、互いを認め合いながら学び合う包摂的な学校づくりを推進していきます。

そして、このような学びや学校づくりを推進していくために、教職員の資質・能力の向上を図る教職員研修を充実させていきます。

基本施策 1-1

学び続ける教職員の
資質・能力の向上

施策 1-1-1 教職員研修の充実

施策 1-1-2 働き方改革の推進

施策 1-1-3 社会に開かれた学校教育と個別最適化された学びの推進

基本施策 1-2

発達段階に応じた
教育の推進

施策 1-2-1 乳幼児期の教育の充実

施策 1-2-2 小・中学校の教育の充実

施策 1-2-3 高等学校・大学等の教育の充実

施策 1-2-4 幼・保・小・中・高の連携の推進

施策 1-2-5 家庭・地域・学校の協働の推進

施策 1-2-6 少子・人口減少社会に応じた活力ある学校づくりの推進

基本施策 1-3

インクルーシブな
学校づくりの推進

施策 1-3-1 一人一人を大切にし互いを認め合う教育の推進

施策 1-3-2 特別支援教育の充実

施策 1-3-3 多様な子どもや家庭に対する支援の充実

基本施策 1-4

安全・安心で健やかな
成長を支える学習環境の整備

施策 1-4-1 安全・安心な学習環境の整備

施策 1-4-2 健康の保持・増進

基本的方向2 共に学び合い育ち合う地域づくりの推進

家庭は、豊かな情操を培う場です。家族の多様化に伴い、基本的な生活習慣を身に付け、社会生活における規範意識を醸成し、細やかな心のふれあいで「絆」を育んでいくことができるよう家庭の教育力の向上と、親と子が共に育ち合うことを支える地域づくりを推進していきます。

また、子どもたちの「心身の調和のとれた発達と自立」を目指して、保護者同士や、地域、学校、PTAなど、様々な人々のつながりを深めながら、相互に協働し子どもたちの育ちと学びを支えていける地域づくりを目指します。

基本施策 2-1 協働を通じた教育力の向上

施策 2-1-1 家庭の教育力の向上

施策 2-1-2 地域の教育力の向上

基本施策 2-2 協働を通じた地域づくり の推進

施策 2-2-1 協働を通じた地域づくりの推進

施策 2-2-2 放課後対策の充実

基本的方向3 生涯学習と社会参画の環境づくりの推進

生涯にわたって学び続けることは、心を豊かにし、自己を高めることにつながります。

「人生 100 年時代」において、世代を超えて市民一人一人が主体的に学びに挑戦し探求していく機会とその環境を整備・充実させていくことで、市民一人一人の学ぶ意欲に応えるとともに、その学びを生かして地域づくりに関わることのできる環境づくりを推進していきます。

現代社会に対応した多様な学びの機会の充実、地域における歴史文化等の継承、持続可能な社会の担い手を育成する機会の充実などを通じて、全ての人が尊重され心豊かな生活を送っていくことのできる住民主体の地域づくりを目指します。

基本施策 3-1 豊かな生活につながる 生涯学習・社会参画の推進

施策 3-1-1 人権尊重・男女共同参画の推進

施策 3-1-2 多様なニーズに応じた学びの機会の保障

施策 3-1-3 共に学び合う人・まちづくりの推進

基本施策 3-2 学びを支える 生涯学習環境の充実

施策 3-2-1 生涯学習センター・市立公民館・市交流センターの機能の充実

施策 3-2-2 図書館・博物館その他生涯学習施設の充実

基本施策 3-3 魅力あふれる歴史文化遺産の 保存と活用

施策 3-3-1 文化財の総合的把握と継承

施策 3-3-2 文化財の保存・活用の推進